

(記載例)

網掛け部分は注意事項

令和9年1月15日

株式会社厚労商事 関西支社
総務課長 ■■■ ■■■ 様

過半数代表者
○○ ○○

意見書

令和8年12月1日付け、「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」により求められた意見については、以下のとおりです。

☒ 派遣可能期間の延長について、異議がありません。

☐ 派遣可能期間の延長について、異議があります。

内容

※派遣先は、意見を聴いた過半数労働組合等が異議を述べたときは、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日(事業所単位の期間制限の抵触日)の前日までに、過半数労働組合等に対し、次の事項について説明しなければなりません。

- ・延長しようとする期間及びその理由
- ・異議への対応方針

※派遣先は、過半数労働組合等から、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が適当でない旨の意見を受けた場合には、当該意見に対する派遣先の考え方を過半数労働組合等に説明すること、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間について再検討を加えること等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努める必要があります。

※派遣可能期間を延長した場合、延長後の抵触日を派遣元事業主に通知する必要があります。